

飯田市工場立地法準則条例における環境活動計画書の運用について

◆条例第6条第2項に規定する環境活動計画書の実施項目

実施項目	実施内容（例示）
1 積極的な省エネルギーの取組	<ul style="list-style-type: none"> ・工場増設時などにおける、省エネルギー型の空調システム、照明機器などの購入 ・環境に配慮した車両の購入 ・アイドリングストップなどのエコドライブの実施 ・エコ通勤の推進 ・省エネルギー診断による、無駄なエネルギーの把握
2 再生可能エネルギーの導入や使用電力の脱炭素化	<ul style="list-style-type: none"> ・国の補助制度などを利用し、再生可能エネルギー機器の導入 ・オンサイト発電等で自家発電し、蓄電システムやEVでの活用等で電力の自家消費率を高める。 ・脱炭素経営に向けて再エネ比率の高い電力、非化石証書の購入及びJ-クレジットなどを積極的に利用する。 ・再生可能エネルギーや次世代エネルギーに関心を持ち、セミナーや研修会等に積極的に参加する。
3 意識啓発・社内活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全、環境負荷低減のための研修会・講演会など社内教育 ・ISO14001、エコアクション21、南信州いいむす21など環境マネジメントシステムの新規導入又は更新
4 地域貢献活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所周辺における美化活動の実施 ・河川、水路などにおける美化活動の実施 ・外来生物駆除作業の実施 ・NPOや市民団体の環境に関する活動又は環境ボランティアへの支援 ・その他環境保護、環境保全活動の実施
5 その他 環境保全に資する活動	

※条例第6条第2項に規定する環境活動計画書は、様式第1によるものとする。

※環境保全取組は、届出から1年以内に実施するものとする。

※環境保全取組が完了したときは、完了した日から1月以内に環境活動実施報告書（様式第2）に、環境保全取組を実施したことを証する書類を添えて提出するものとする。

※継続的に実施する環境保全取組にあっては、環境活動計画書を提出した日から1年を経過した日をもって完了したものとみなす。